

山形地方裁判所委員会（第2回）議事概要

- 1 開催日時 平成16年2月25日（水）午後2時30分から午後4時36分まで
- 2 開催場所 山形地方裁判所会議室
- 3 出席委員 會田鋭一郎，石黒美智子，岡部幸子，北野通世，北見映雅，齋藤弘，坂本康博，佐藤康，塩野寿伸，鈴木晴男，寺内英美子，富樫秀幸，三浦元，三宅慶一
- 4 列席職員 菅原幸夫事務局長，太田隆行民事首席書記官，村川千春刑事首席書記官，小野隆之事務局次長，高橋恒明総務課長，鈴木聖一家裁総務課長（広報担当者），曾根範征山形簡易裁判所庶務課長
- 5 議事要旨

(1) 山形地方裁判所長あいさつ

(2) 前回欠席委員自己紹介

(3) 委員長代理の指名

北野通世委員が佐藤康委員長から委員長代理に指名された。

(4) 運営事項についての協議

「委員会の議事は報道機関に公開する。ただし，委員の協議により一部又は全部を非公開とすることができる。」との申合せがなされ，公開の方法として，委員会冒頭部分のカメラ取材と議事の傍聴を認めることが確認された。

(5) 議題（テーマ）についての意見交換

前回に引き続いて「裁判所をより身近にするための方策について」を議題として，利用しやすい裁判所とするためには何が障害になっているのか，信頼を高める方策としてはどのようなことが考えられるのか，を中心に意見交換を行った。

なお，意見交換に先立ち，前回の委員会で委員から出された意見等に対して，山形地方裁判所の事務担当者から

- ア 破産説明会の実施状況及びこれを広報することの検討状況
 - イ 「やまがた裁判所ニュース」の市町村等への配布についての取組状況
 - ウ 平成15年12月8日に大石田町立大石田第一中学校で開催された裁判官による「出前裁判教室」の実施結果
 - エ マスコミに対する広報活動の取組状況
- について説明がなされた。

<主な意見>

- 国民が裁判所を身近に感じていないとすれば、裁判所が何をしているのかをよく知らないからだと思う。学校では「三権分立」は教えても、裁判所はどのような役割を持っていて、どのような場合に利用するのかは全く教えていないのが実際だと思う。「出前裁判教室」を受講した生徒は、裁判官をすごく身近に感じたと思うし、そういう機会を得ることで裁判所を利用する気持ちも出てくることになると思う。
- 鳥取県の発行している「鳥取県政だより」では、「司法を身近にするために」とのテーマで特集を組んで連載している。山形県でも「やまがた裁判所ニュース」のような話題を、県の広報誌等に採り上げてもらうことはできないものか。
- 自分も刑事法廷を傍聴して感じたことだが、学生や青年団等、もっと若い人たちが実際の法廷を傍聴して、被告人に対する裁判官等の訓戒を目の前で聴いたりすることは、傍聴した本人のためにもなると思う。広報も重要であるが、開廷状況や傍聴席の空席情報等を新聞紙上に掲載するなど、もっと一般の人が傍聴しやすくなるような方策を検討すべきではないか。
- 今の裁判官や検察官はたくさんの事件を抱えていると思う。法曹関係者が少いことが一番大きい問題であり、それを解消することが、裁判のスピード化や間違いを防止することにつながっていくと思う。
- 裁判所の仕事としてどのようなものがあるのか等、裁判所の全体像が一般

の人にはよく分からないのではないか。裁判所でも相談業務を行っていることなどもっと広報すべきなのではないか。

○ 裁判所の「より利用しやすい」存在になろうという姿勢がよく見えないが、一般の人からすれば、できれば関わり合いになりたくないと思っているのが普通の意識ではないか。

○ 山形家裁本庁及び山形簡裁の受付は、来庁者が着席することができるローカウンター式になっていて、定型訴状や申立書のひな型も備え付けられており、利用者にとって優しい配慮がなされている。山形地裁本庁民事部の受付は、立ったまま対応するハイカウンター式になっており、受付スペースも狭く、常に人があふれているような状況にあるとともに、定型訴状の備付け等がなされていないと思われるので、もっと良く改善はできないのか。

なお、管内の裁判所は総じて親切な配慮がなされていると思うので、このような配慮も裁判所を身近に感じさせる方策の一つではないか。

○ 簡裁と比較すれば、地裁レベルの訴状は事案の内容も複雑になるので、定型訴状やひな型を備え付けるのは難しい部分もあると思う。

○ 最高裁が作成している「裁判所ナビ」や「法廷ガイド」のようなパンフレットで、外国人向けのものはないのか。最近では、在住する外国人も増えて、相談の需要も大きくなっている。少なくとも比較的的需要が多いと思われる中国語、韓国語及び英語のものを作成してほしい。

○ 裁判所に対する国民の意識を調査した資料は少ないが、裁判所を身近に感じられない理由は共通しており、明確に白黒をつけたがらない日本人の国民性と、裁判所が疎遠な存在であるために紛争解決の手段として利用されにくいという点が挙げられている。大きな事案の事件手続はやむを得ない部分もあるが、小さな事案の事件手続について使い勝手を良くすれば、国民の意識も変わってくると思う。米国等では、少額事件については基本的に夕方以降に開廷するなどの方策が採られていたりしており、現状の日本の法曹人口か

ら難しい面もあるとは思いますが，そういう観点から改善していくという方法もあるのではないかと。

- 裁判所が身近に感じられないとすれば，法曹関係者が用いている言葉が専門的過ぎて，分かりにくいという側面もあるのではないかとと思われるので，法曹関係者はもっと平易な言葉を使うようにすべきなのではないかと。

(6) 次回の予定

「時間がかかる。」，「お金がかかる。」と言われている裁判のイメージについて，実際の裁判手続の現状を踏まえて，そのイメージを解消するためにはどのような方策が考えられるのかを中心に意見交換を行うこととした。

6 次回予定期日

平成16年7月16日（水）午後